

国の債権管理等に関する
行政評価・監視

結果に基づく勧告

平成27年6月

総務省

前 書 き

平成 25 年度末時点における国の歳入金債権全体の現在額は、一般会計と特別会計を合わせて約 8.2 兆円ある。このうち履行期限が到来した債権は約 2.7 兆円に上っているが、我が国の厳しい財政状況を踏まえると、国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保するための各府省共通の課題であるだけでなく、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要である。

総務省では、国の一般会計や特別会計全般にわたって存在する歳入金債権の管理状況等について、「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」を実施し、平成 19 年 6 月に、i) 実務マニュアルの整備、研修の計画的実施等の適切かつ効果的な債権管理事務の推進、ii) 滞納の拡大防止対策等の的確な実施など組織的な取組を促す事項について、全府省に対して勧告を行い、各府省は、実務マニュアルを整備するなど、この勧告に対応した一連の改善措置を講じてきている。

しかし、近年における個人情報保護意識の高まりによって、債務者の資力情報の把握がこれまで以上に難しくなり、国の債権管理等をめぐる環境が一段と厳しくなっているほか、現在、民法（明治 29 年法律第 89 号）の抜本的な見直しの議論が進められており、今後、消滅時効や法定利率等の債権関係の規定が社会経済情勢の変化に対応したものに改められることが予定されているなど、国は、より適切で効果的な債権管理の実施が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況及び滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施	
(1) 督促等	1
(2) 強制履行及び滞納処分	4
(3) 履行延期の特約	6
(4) みなし消滅及び不納欠損	7
2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施	11
(1) 過払いの早期発見のための取組の拡大	12
(2) 使用料等の滞納拡大防止対策の徹底及び見直し	13
(3) 債権回収に有効な情報の充実	16

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

国の債権は、「保険料」、「財産貸付料・使用料」、「損害賠償金」等多岐にわたっており、その管理の態様は、健康保険料、電波利用料、補助金の返還金など、法律によって国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収するとされている特定の債権（以下「国税徴収等の例による債権」という。）とそれ以外の債権（以下「一般債権」という。）に分かれている。国税徴収等の例による債権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）に基づく法務大臣に対する強制履行の請求等の規定は適用せず、国税徴収法（昭和34年法律第147号）等の関連規定を準用し、官庁自らが有する自力執行権により債務者の財産を差し押さえなければならないとされている。

また、国の債権の消滅時効の期間については、例えば、国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づき使用が許可された行政財産の使用料の時効は会計法（昭和22年法律第35号）の5年を適用するものや、債務者による不法行為の時効は民法（明治29年法律第89号）の3年又は20年を適用するものなど様々である。

今回、当省では、各府省及び日本年金機構（以下「各府省等」という。）が管理している債権の種類、平成25年度末に履行期限が到来した歳入金債権（以下「履行期限到来債権」という。）の保有状況等を勘案して、各府省等の本省内部部局等や出先機関の計92機関を抽出調査（以下「調査対象機関」という。）した。

調査対象機関が管理する債権のうち、平成25年度末において履行期限到来債権の現在額が高額であるものや債権の発生時期が古いものなど1,888件（約333億円）及び23年度から25年度までの3年間に消滅時効が完成して不納欠損処理等を行った581件（約49億円）の計2,469件の債権（約382億円）を抽出して、債権回収が適切かつ効率的に行われているか調査した結果は、次のとおりである。

(1) 督促等

ア 債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登録せず、適切な債

権管理を行っていない例（3府省等、6機関、計11事例）

国に債権が発生した場合、歳入徴収官^(注1)は、債権管理法第11条の規定に基づき、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額等を調査確認の上、帳簿（以下「債権管理簿」という。）に必要な事項を記載しなければならないとされている。

しかし、国有地の使用許可期間が満了した後も債務者が同地に設置した工作物等を撤去していないことなどから、損害賠償金債権^(注2)が発生しているにもかかわらず、これを債権管理簿に登載せず、債務者に請求するなどの適切な債権管理を行っていない例があった。

(注1) 各省各庁の長は、会計法第4条の2第1項の規定に基づき、当該各省各庁所属の職員（歳入徴収官）にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができることとされている。

なお、各省各庁の長は、会計法第4条の2第4項の規定に基づき、各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者（分任歳入徴収官）に歳入徴収官の事務を分掌させることができるとされている。

(注2) 国有地の不法占拠等継続的不法行為による損害賠償金債権については、当該不法行為の継続期間中は日々累積することから、昭和33年に大蔵省が各省各庁の長に対し、「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」（昭和33年10月3日付け蔵計第2862号）を発出し、一定の期間（その官庁における通常の貸付期間の算定期間と同一期間）ごとに既経過分について損害金額を確定し、それぞれ調査決定及び納入の告知を行うよう指導している。

イ 債権発生から納入告知の送付までに長期間を要している例（1府省等、1機関、計4事例）

歳入徴収官は、会計法第6条の規定に基づき、その所掌に属する債権の履行を請求するため、債務者に対して納入告知を送付しなければならないとされている。

しかし、債権発生から9年以上経過するまで納入告知を送付せず、消滅時効の完成間近となって初めて送付している例があった。

ウ 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例（5府省等、6機関、計7事例）

歳入徴収官は、債権管理法第13条第2項の規定に基づき、その所掌に属

する債権について、納入告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならないとされている。

しかし、債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例があった。

エ 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例（7府省等、10機関、計15事例）

債務者の所在が不明である場合には、納付督促を行うこと自体が難しくなるが、その間にも消滅時効は進行し、債権管理に支障が生じるため、歳入徴収官は、所在が不明な債務者について、訪問調査を行い、近隣者に聴取を行うことや関係の市町村に対して住民票や戸籍の附票の写しを請求することなどによって、債務者の所在を把握する必要がある。

しかし、債務者の所在が不明である債権について、i) 関係機関に対して照会を全く行っていない例や、ii) 関係機関に対して照会を行っている場合でも照会の時期が遅れたため、関係の市町村に記録が残っておらず、転居先が把握できていない例があった。

オ 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例（4府省等、7機関、計7事例）

各省各庁の長は、所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第7条の規定に基づき、当該債権に係る歳入徴収官の事務を他の歳入徴収官に引き継がせるものとしてされている。

しかし、債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例があった。

(2) 強制履行及び滞納処分

ア 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例 (10府省等、15機関、計24事例)

歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過した一般債権について、その全部又は一部が同法第13条第2項に規定する督促を行った後に相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法務大臣に対し、裁判所への支払督促の申立てや訴訟の提起等の手続による履行の請求、強制執行（差押え）の手続をとることを求めるなどの措置（以下「強制履行手続」という。）をとらなければならないとされている。

一般債権の場合、官庁自ら債務者の財産を差押え、競売等によって換価し、配当を得ることができないことから、強制執行を行う際には、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条の規定に基づく確定判決などの債務名義^(注)を取得する必要がある。

(注) 一定の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のことをいい、債務名義を取得するためには、法務大臣に対し、裁判所への支払督促の申立てや訴訟の提起等の手続による履行の請求を求める必要がある。

また、国税徴収等の例による債権については、国税徴収法第47条等の規定を準用し、債務者が督促を受け、その督促状の発出日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合などには、債務者に財産がないときなどを除き、国税滞納処分の例により、債務者の財産を差し押さえなければならないとされている。

しかし、督促を継続しても弁済の意思がみられない債務者について、給与収入や建物などの一定の財産を保有しているにもかかわらず、i) 一般債権について、強制履行手続を行っておらず、債務名義を取得していないことから差押えを行っていない例や、ii) 国税徴収等の例による債権について、滞納処分による差押えを行っていない例があった。

イ 債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例（4府省等、4機

関、計4事例)

歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、他の債権者による競売の開始や破産手続の開始決定を受けるなど、債務者の財産の清算が開始された事実を知った場合で、債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、債権管理法第17条の規定に基づき、直ちにそのための措置^(注)をとらなければならないとされている。

しかし、債務者の資産が他の債権者によって強制執行や破産手続の開始決定を受けた事実を把握しているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例があった。

(注) 民事執行法第51条等の規定に基づく債務者の財産が強制執行を受けた際の配当要求(ただし債務名義が必要)や破産法(平成16年法律第75号)第111条の規定に基づく破産債権の届出などがある。

ウ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例(10府省等、37機関、計159事例)

一般債権については、強制履行手続を行って勝訴の確定判決等を得た場合は、これらを債務名義として、債務者に財産があれば差押えを行うことができること、また、強制履行手続自体が、民法第147条において規定されている時効中断の事由の一つである請求に該当し、時効の中断を図ることができる^(注)ことから、強制履行手続を行うことは債権者が債権回収を行う上で有効な措置の一つである。

また、一般債権の場合、債務者が納付交渉に応じない場合や資力があるかどうか不明である場合でも、強制履行手続に踏み切ることによって、国が債務者に対して債権者としての強い徴収意欲を示すことができるため、資力があるにもかかわらず弁済の意思がみられない債務者であれば、自主的な納付を促す効果も期待できる。

現に、一般債権について、滞納発生後に訴訟を提起することによって、確定判決前に債務者が自主的に完納した例(農林水産省北海道森林管理局)や、地方公共団体の例をみても、納付交渉に一切応じない債務者に対して、積極的に強制履行手続を行うことにより、自主的に完納させ、

債権回収に効果を上げている例（千葉県船橋市）もあった。

なお、債務者の資力は、景気の動向などによって左右され、時間の経過とともに日々変化することや、強制執行に係る事務手続には一定の時間を要することが考えられることから、可能な限り早い段階から、債務名義を取得しておくことが望ましい。

他方、国税徴収等の例による債権については、前述のとおり、債務者に財産がないときなど滞納処分が執行停止できる場合を除き、滞納処分による差押えを行わなければならないとされている。

しかし、督促を継続しても弁済がない債務者であるにもかかわらず、i) 一般債権について、強制履行手続やその他適切な時効中断措置が講じられないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例や、ii) 国税徴収等の例による債権について、滞納処分による差押えやその他適切な時効中断措置が講じられないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例があった。

(注) 強制履行手続自体に時効中断の効力があるが、さらに確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、民法第174条の2第1項の規定に基づき、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。

(3) 履行延期の特約

**ア 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例
(3 府省等、3 機関、計 4 事例)**

歳入徴収官は、国の一般債権について、債権管理法第 24 条等の規定に基づき、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなど、一定の条件に該当する場合に限って、当該債権の金額を分割して履行期限を延長することができる（以下「履行延期の特約」という。）とされている。

しかし、債務者の資力の状況等を勘案すると、直ちに一括返還させることは困難であり、資力の回復を期待して履行延期の特約の措置を講じた方が回収の可能性が高まると考えられるが、その検討を行うことなく、債務

者に一括返還の請求を行っていることから、債権回収が一向に進んでいない例があった。

イ 履行延期の特約について、法令に基づいた審査を行わずに、独自の判断で債権を分割し、履行期限の延長を認めている例（1府省等、1機関、計3事例）

履行延期の特約の措置を講ずる場合は、債権管理法第38条第2項の規定に基づき、各省各庁の長が財務大臣に協議するか、又はあらかじめ財務大臣と協議して定めた基準により、歳入徴収官が審査を行う必要がある。

しかし、財務大臣と協議して定めた基準がないにもかかわらず、財務大臣に協議せず、特段の審査も行わないままに、独自の判断で債権額を分割し、履行期限の延長を認めている例があった。

(4) みなし消滅及び不納欠損

ア 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も1年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例（5府省等、8機関、計48事例）

歳入徴収官は、管理する債権が法律的にまだ消滅したものとはいえないが、特別な事由により請求権の行使が著しく困難となっている等、実質的にはその債権としての経済価値が完全に消滅していると認められる場合においては、その経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理（以下「みなし消滅」という。）することが認められている。

このような措置を行うことは、国の効率的な債権管理事務を行う観点だけではなく、回収対象とする債権の実態を国民に明らかにする上でも重要である。

歳入徴収官によるみなし消滅の処理が認められている特別な事由について、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第30条第1号の規定において、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある^(注)場合とされている。

しかし、消滅時効の完成までに一度も弁済しておらず、時効完成から少なくとも1年以上が経過した時点においても、債務者は一度も弁済していない（弁済の意思がみられない）ことから、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例があった。

（注） 「債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること」について、『債権管理法講義』（平成23年8月29日初版。一般財団法人大蔵財務協会発行）によると、「債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、（中略）当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられる。かかる推測に基づいて、時効が完成した債権については、（中略）消滅したものとみなして処理することができる」こととされている。

イ 破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、1年以上この処理を行っていない例（6府省等、8機関、計9事例）

歳入徴収官によるみなし消滅の処理が認められている特別な事由について、債権管理事務取扱規則第30条第2号の規定において、債務者である法人の清算が終了（法人格が消滅）した場合や、同条第4号の規定に基づき、破産法等により債務が免責された場合とされている。

しかし、債務者である法人の清算が終了しているなどの事実を承知しており、みなし消滅の処理が適当であるにもかかわらず、少なくとも1年以上この処理を行っていない例があった。

ウ 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1年以上不納欠損処理を行っていない例（4府省等、5機関、計11事例）

歳入徴収官は、債権管理事務取扱規則第30条の規定に基づき、みなし消滅の処理を行った場合など一定の条件に該当するときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第27条の規定に基づき、直ちに当該歳入について収納ができない事由を明らかにした書面を作成し、不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとされている。

しかし、既に債権が時効の完成等によって消滅しているにもかかわらず、少なくとも1年以上不納欠損処理を行っておらず、債権管理簿に債権とし

て登載したままとなっている例があった。

前述してきた各事例が発生した原因は、恒常的に債権が発生し、数多くの債権を管理する機関において、督促が遅延化することなどによって債務者との接触間隔が広がり、債務者の弁済意欲が徐々に損なわれてしまっていることや、適切な時期に時効中断の措置を講じなかったために消滅時効が完成し、結果として債権回収が困難となっていると考えられる。

このような事例の発生を防止するためには、債権ごとの督促状況や債務者からの弁済状況、時効の進行状況など債権ごとの管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして、組織として必要な事務の遅延や漏れがないかチェックできる仕組みを構築し、督促を繰り返しても弁済しない債務者に対しては、強制履行等に係る明確な判断基準を設けることも有効な手段の一つである。

例えば、調査対象機関の中には、債権の管理状況をリスト化し、組織的にチェックする仕組みを構築している機関（財務省関東財務局）や、滞納期間と債務者の資力状況に着目し、一定の水準以上の債権について、確実に強制履行を義務付ける基準を独自に設けている機関（日本年金機構）もあった。

また、「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対応した国の債権に係る情報開示について」（平成20年11月13日付け財計第2334号）に基づき、各府省は、府省全体の各年度末の債権現在額、債権消滅額等をホームページで公表しており、国の債権に係る情報開示は一定程度充実してきたといえるが、回収不能となった債権について、その理由等は公表されていない。

今回の調査結果においては、本項目の(1)ウ及び(2)ウで示した、債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例や強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例のように、適切な対応をとらずに債権回収が困難となっている事例がみられた。これは、債権の消滅の実状について、十分な公表が行われておらず、その結果として、債権回収の現状について外部から問われる可能性が極めて低いことも一因と考えられる。

なお、地方公共団体の中には、債権を放棄した場合は、債権の種類ごとに回収不能となった金額とその事由を整理し、議会に報告している例（兵庫県芦屋市）もあった。

【所見】

したがって、関係府省は、国の債権の適切かつ効率的な管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 当省が指摘した事例のうち、回収できる見込みのある債権については、債権回収のために必要な措置を早急に講ずること、また、消滅時効が完成するなど既に回収の見込みがないと判断できる債権については、早急に不納欠損処理を行うこと。（内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
- ② 強制履行の請求等を的確に実施しないまま、有効な時効中断措置を講じず、債権を消滅させた例があった機関については、債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底するとともに、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けること。（内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
- ③ 適切な債権管理事務の実施の確保に資するため、各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるようホームページで定期的に公表する仕組みを整備すること。（財務省）

2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

国の給付金等の支給について、受給者が死亡等によって受給資格を喪失した場合、国がその事実を把握し、支給を停止するまでの間の給付は、過払いとなり、返納金債権が発生する。この受給資格を喪失した事実の把握が遅れると過払いの額が大きくなり、その後の債権回収が困難となるおそれがあることから、国は、可能な限り早期に受給資格を喪失した事実を把握し、過払金の拡大を抑制する必要がある。

また、法律の規定に基づき国から使用の許可を得て発生する物件使用料や、国と債務者との契約に基づき発生する物件貸付料等（以下、これらを合わせて「使用料等」という。）については、滞納が継続すると滞納額が拡大し、その後の債権回収が困難となるおそれがある。このため、使用料等の全部又は一部を滞納している者（以下「未納者」という。）に対しては、使用又は契約期間の延長等（以下「更新」という。）の機会をとらえ、更新を認めないなどの措置を講ずることが必要であり、このような措置を講ずることは、使用料等を納付している他の債務者に対して、公平な取扱いを期す観点からも必要である。

さらに、国は、債務者が転居等によって連絡が取れなくなった場合に備えて、債権の発生段階等において、債務者の住所や連絡先のほかに、勤務先など、より多くの本人情報の確認を行っておくことが重要である。

当省が平成17年に実施した「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」（以下「前回の行政評価・監視」という。）では、国の債権の滞納の拡大防止等の観点から、関係府省に対し、次の勧告を行っている。

- ① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過誤払いによる返納金債権の発生を防止し、発生した場合も早期に発見するため、受給者等の生存確認に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること（注）。
- ② 国土交通省は、物件使用料債権の弁済が滞っている債務者について、占用許可を取り消す、あるいは、更新しない等の措置を検討すること。
- ③ 総務省は、電波利用料債権の弁済が滞っている債務者について、無線局の運用停止の命令を行う、免許を取り消す、あるいは更新しない等の措置を

講ずる際の運用基準等を検討すること。

(注) 総務省では、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を平成14年に構築している。住基ネットの管理を行う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、同法に定められた年金の支給事務や旅券の発給事務等、本人の生存情報の確認等が必要な事務について、国の行政機関や地方公共団体等からの照会に応じて、本人情報の提供を行っている。

今回、上記の勧告事項についての関係府省の対応状況を調査するとともに、滞納の更なる拡大防止の観点から、各府省の取組状況について調査した結果は、次のとおりである。

(1) 過払いの早期発見のための取組の拡大

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネットの活用を拡大する余地がある例（厚生労働省）

厚生労働省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、労働者災害補償保険年金のうち障害（補償）年金の支給について、死亡による失権者に対する過払いの発生を抑制するため、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）に基づき、遺族から随時提出される死亡届及び年1回の定期報告に加えて、平成24年3月から住基ネットとのデータ突合を年1回行うことによって受給者の生存確認を行っている。

しかし、障害（補償）年金が偶数月ごとに年6回支給されているのに対し、同省では、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を年1回しか行っていない。このため、住基ネットとのデータ突合後に受給者が死亡し、遺族から死亡届の提出が遅れた場合は、年1回の定期報告等によって受給者の死亡事実が把握できない限り、その間は過払いが繰り返されることとなる。

一方で、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を、年金の支給の都度、年6回行うこととした場合は、上記過払いの発生を防ぐことができると考えられる。そこで、当省が、障害（補償）年金のほか遺族（補償）年金も含めた受給者について、住基ネットとのデータ突合による生存確認

を年6回行うこととした場合の費用とそれによって得られる効果について試算したところ、要する費用よりも得られる効果の方が大きいことが認められた。

(2) 使用料等の滞納拡大防止対策の徹底及び見直し

ア 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例（国土交通省6国道事務所等、計9事例）

道路上に電柱や広告塔などの一定の物件や工作物等を設置し、継続して道路を使用（以下「道路占用」という。）する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、道路占用の許可を行った場合には、同法第39条第1項の規定に基づき、道路占用料を徴収することができることとされている。

また、道路占用料が未納となった場合、道路管理者は、道路法第71条第1項の規定に基づき、占用許可の取消しができるほか、未納者に対して、同法第73条第3項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、道路占用料を徴収することができることとされている。

国土交通省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、道路占用料の未納の拡大を防止するため、未納者に対して、許可の更新を原則行わないよう、平成20年3月に各地方整備局等に「占用料未納債権の拡大防止について」（平成20年3月11日付け国道利第21号）を発出している。

しかし、調査対象とした8国道事務所等について、道路占用料未納者に対する占用許可の更新状況を調査したところ、許可期間中に一度も占用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、許可の更新を行い、滞納額を拡大させているなど、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告の改善措置が徹底されていない例があった。

イ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例（2府省等、4機関、計7事例）

債権者は、民法第541条の規定に基づき、債務者がその債務を履行しない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができることとされている。

また、国の財産は、財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされており、国有財産法第23条第1項及び同項を準用する同法第19条の規定においても、国有財産（行政財産・普通財産）の貸付料は、毎年定期に納付させなければならないとされている。

これらの規定を踏まえ、財務省では、各府省が国有財産の使用許可又は貸付けを行うに当たって、行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けを行う際の基準や契約書のひな形（「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号）及び「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」（平成13年3月30日付け財理第1298号））を各府省に示している。

これらの基準等によると、行政財産の使用を許可された者が許可条件に違反したときや普通財産を貸し付けた者が契約に定める義務を履行しないときは、使用許可の取消しや契約の解除をすることができることとされている。

しかし、調査対象機関のうち、国有財産の使用許可又は貸付け（国税徴収等の例による債権を除く。）を行ったことに伴い発生した債権を平成25年度末に履行期限到来債権として管理していた17機関について、その管理状況を調査したところ、国有地の使用料及び貸付料（以下「貸付料等」という。）を滞納しているにもかかわらず、使用許可又は契約の更新を認めるなど使用の継続を認め、滞納額を拡大させている例があった。

国有地の貸付料等の未納者のうち、督促を繰り返しても完納しない者に対して、使用の継続を認めない措置を講ずることは、次の点から必要である。

- ① 未納者が退去することにより、滞納額の拡大を抑えられる可能性があること。

- ② 引き続き、国有地の利用を希望している未納者から、早期の納付、弁済計画の策定等が期待できること。
- ③ 適正な対価を支払っている他の債務者との公平性が確保されること。

ウ 電波利用料の未納者に対して無線局の運用停止命令等を行う場合の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっていない例（総務省）

アマチュア無線局などを開設し、電波を利用する場合は、電波法（昭和25年法律第131号）第4条の規定に基づき、総務大臣の免許を受けなければならないとされている。免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、同法第103条の2第1項の規定に基づき、国に電波利用料を納めなければならないとされており、総務大臣は、免許人が電波利用料を納めない場合には、同条第43項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、電波利用料を徴収することとされている。

また、総務大臣は、免許人等が電波法、放送法（昭和25年法律第132号）若しくはこれらの法律に基づく処分に違反したときには、電波法第76条第1項の規定に基づき、3か月以内の期間を定めて、無線局の運用の停止を命ずることができ、この運用停止命令に従わない場合には、同条第4項の規定に基づき、免許の取消しの措置を講ずることができるとされている。

総務省は、前回の行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、電波利用料の未納者に対して、電波法第76条第1項の規定による無線局の運用停止命令を行う場合の基準及び手続を明らかにするため、「電波法令違反処理規程の制定について」（平成19年3月30日付け総基視第61号）及び「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」（平成18年7月20日付け総基利第45号）を改正している（以下、これらの基準等をまとめて「無線局の運用停止命令基準等」という。）。

しかし、調査対象とした6総合通信局等においては、毎年度電波利用料の滞納者が存在していたが、滞納のみを理由として無線局の運用停止命令が出された例はなかった。中には、8年以上一度も電波利用料を納めていない者に対し、滞納処分を行わず、未納となった債権の一部は消滅時

効の完成によって不納欠損処理を行っている例があった。このため、改正された無線局の運用停止命令等の基準が滞納拡大防止に効果的なものとなっているのか判断できない状況であった。

(3) 債権回収に有効な情報の充実

債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例（4府省等、7機関、計27事例）

債務者が転居等によって、所在不明になると、債権回収が困難になることから、債務者の住所や連絡先のほかに、より多くの本人情報を得ておくことが重要である。特に、債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権については、申請時等に債務者と接触できる機会を有していることから、そのような機会を利用し、より多くの本人情報を得ておくことが望ましい。

このため、調査対象機関のうち、個人を対象とした国有財産の使用許可や金銭貸付け、医療サービスの提供など債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生した債権を、平成25年度末に履行期限到来債権として管理していた31機関について、滞納発生後に債務者の所在が不明となり、債権回収が困難となっている例がないか調査したところ、滞納発生後に債務者の所在が不明となり、関係市町村に所在調査を行っても、所在を把握することができていないなど、債務者との連絡手段が途絶え、債権回収が困難となっている例があった。

他方、調査対象機関の中には、次のとおり、滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報を有効に活用し、債権回収に効果を上げている例があった。

① 国土交通省自動車局では、自動車事故を起こした者が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）において加入が義務付けられた自動車損害賠償責任保険に加入しておらず、同省が同法の規定により損害賠償責任者に代わって被害者に損害のてん補を行った場合は、被害者が本来の損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、損害賠償責任者に求償を行っている。

同局では、当該損害賠償責任者のうち、一向に連絡が取れなかった債務者について、勤務先の情報を得ていたことから、債務者の勤務先に連絡を行ったところ、債務者と連絡が取れ、納付交渉を進めることで債務者が自主納付に応じ、完済させている例があった。

- ② 国土交通省相武国道事務所では、道路法の規定に基づく道路損傷行為に係る原因者負担金債権について、10回以上債務者宅へ電話や文書による催告をしても連絡が取れなかった。

このため、同事務所では、調査の結果、把握できた勤務先に電話をかけたところ、債務者と連絡が取れ、債務の承認^(注)が得られたことで時効中断に効果を上げている。

(注) 「債務の承認」とは、債務者が自分に債務があることを認めることで、民法第147条の規定により、消滅時効の中断事由の一つとされている。

また、主に個人を対象とした小口金銭の貸付けを行う、民間の大手貸金業者4社について、金銭貸付時における債務者の個人情報の把握状況を各社のホームページにより調べたところ、全社において債務者の自宅住所や連絡先に加え、所在不明となった場合に備え、勤務先の情報を把握することとしていた。

【所見】

したがって、関係府省は、国の債権を可能な限り早期に回収し、滞納の拡大を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、一部の年金受給者の年1回の生存確認にとどまっている住基ネットの活用について、その対象範囲及び回数の拡大を検討し、必要な措置を講ずること。
- ② 国土交通省は、道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、各地方整備局等に周知を行い、運用の徹底を図ること。
- ③ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例があった機関については、督促を繰り返しても完

納しない未納者に対して、原則更新を認めないなどの措置を講ずること。
(内閣府、農林水産省)

- ④ 総務省は、無線局の運用停止命令基準等について、電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証し、その結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を講ずること。また、講じた措置について、総合通信局等ごとに、その効果を定量的かつ定期的にフォローアップすること。
- ⑤ 債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権を管理する機関のうち、未納者が転居等によって所在不明となり、連絡が取れなくなっている例があった機関については、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること。(外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)